

国民健康保険税の税率等を改定します

改定の内容

◇下の表のとおり、所得割税率、均等割額、課税限度額を引き上げます。

◇国民健康保険税の年税額は、改定前と比較し、平均で4%～7%引き上がります。

※世帯ごとの年税額については、別紙を参照してください。

課税区分	算定区分	令和5年度 (改定前)	令和6年度 (改定後)	標準保険税率 (参考)
医療給付費分	所得割	6.90%	7.00%	7.60%
	均等割	28,000円	29,000円	45,107円
	課税限度額	630,000円	650,000円	650,000円
後期高齢者 支援金等分	所得割	1.90%	2.20%	2.94%
	均等割	8,000円	9,000円	16,977円
	課税限度額	190,000円	200,000円	220,000円
介護納付金分	所得割	1.60%	1.90%	2.44%
	均等割	10,000円	11,500円	17,311円
	課税限度額	170,000円	170,000円	170,000円

改定の背景

国民健康保険は、平成30年度以降、都道府県単位で運営しており、その財政基盤は、被保険者からの保険税、国・県の交付金や負担金、一般会計繰入金（赤字補填）等で賄われています。

埼玉県の保険税水準については、県内すべての市町村が、令和9年度に準統一（県が算定する市町村標準保険税率で賦課徴収を行うこと）、令和12年度に完全統一（県内どこに住んでいても、同じ世帯構成、所得であれば同じ税負担となること）を目指していることから、各市町村で、税率等の改定を進めているところです。

なお、本市では、被保険者の減少や医療費の増加が顕著であり、健全で安定的な財政運営が非常に厳しい状況が続くことが見込まれるため、今後も税率等の見直しを進めていくこととなります。加入者の皆様にはご理解とご協力をお願いします。

◇大幅な減少が続く被保険者

被用者保険の拡大や後期高齢者医療制度への移行に伴い、毎年、約5%（平均1,700人）の減少となっており、今後も減少傾向となる見込みです。

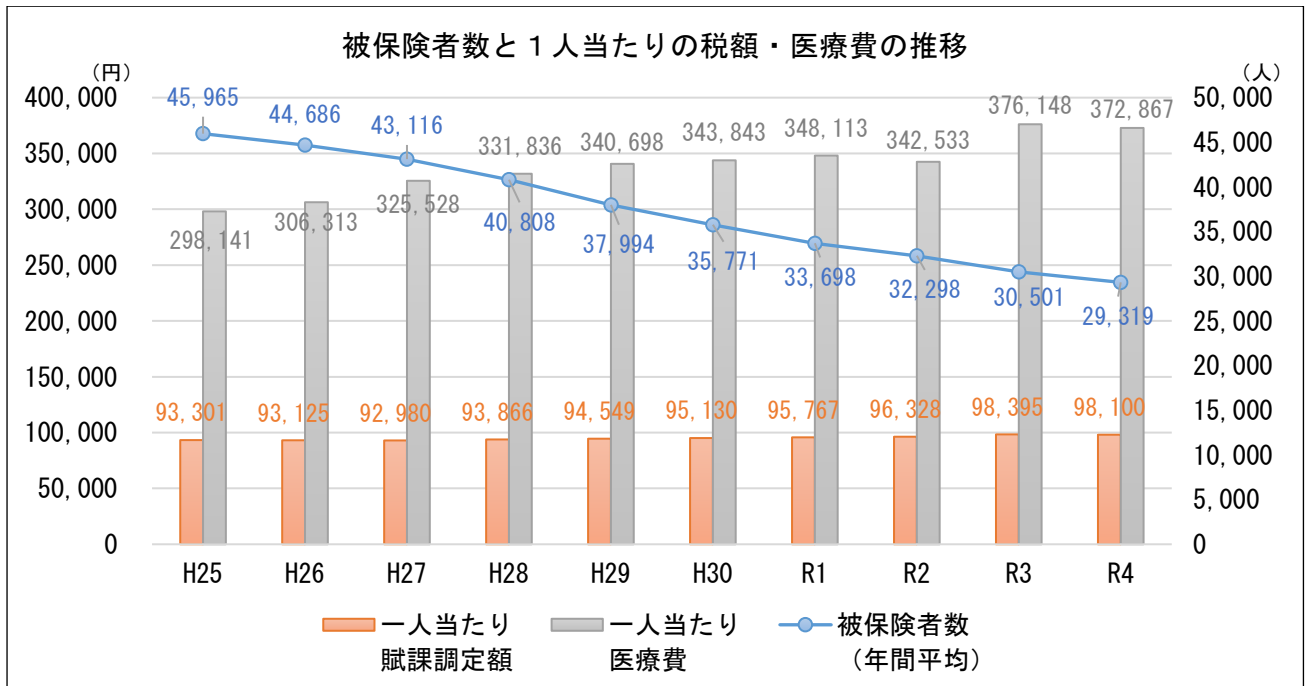
◇横ばいが続く一人当たりの税額（賦課調定額）

これまでは、一般会計からの繰入（赤字補填）等により、被保険者一人ひとりの税負担を抑えてきたため、一人当たりの税額は横ばい（平均95,000円）となっています。

◇増加する一人当たりの医療費

被保険者の高齢化や医療の高度化に伴い、毎年、約3%（平均9,000円）の増額となっており、今後も増額傾向となる見込みです。

国民健康保険税の税率等を改定します



税率等の簡易年表

今回の改定は、制度改正（平成20年度：後期高齢者医療制度、平成30年度：国保広域化）を除き、平成16年度（2004年度）の改定以来、20年ぶりの引き上げとなります。

区分 年度	医療分				後期支援分		介護分					
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)				
昭和57年度	4.4	28	3,800	5,700	平成20年度から、後期高齢者医療制度が開始。 ↓	平成12年度から、介護保険制度が開始。 ↓	1.0	6,800				
平成2年度	4.8	28	5,000	7,000								
平成7年度	6.2	20	7,500	9,000								
平成8年度	7.3	19	9,500	10,500								
平成9年度	7.6	18	11,500	12,500								
平成12年度	7.6	18	11,500	12,500								
平成14年度	8.2	18	16,000	17,000								
平成16年度	8.6	18	19,000	20,000								
平成20年度	6.6	18	13,000	20,000					2.0	6,000	1.2	10,000
平成30年度	6.9	-	28,000	-					1.9	8,000	1.6	10,000
令和6年度	7.0	-	29,000	-	2.2	9,000	1.9	11,500				